

中小企業のための 令和7年度 新潟市制度融資のご案内

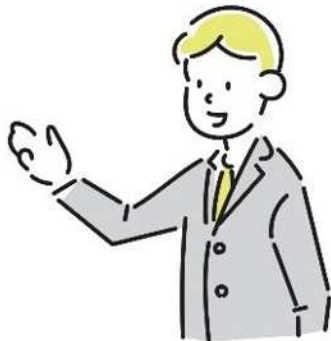
新潟市制度融資とは

新潟市制度融資は、新潟市が金融機関及び新潟県信用保証協会と相互協力し、中小企業の皆さまの資金調達の円滑化を図るために実施している融資制度です。



メリット

- 1 比較的長期間の返済期間設定が可能
- 2 固定金利のため返済計画などが立てやすい
- 3 信用保証付きの制度が多く融資を受けやすい（一部保証料補助あり）



開業をお考えの方へ

「中小企業開業資金（特定創業支援枠）」をご利用いただく場合、3年間の利子全額を補助します

ご利用いただける方

下記の中小企業者等を対象としています。このほか制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

融資対象となる中小企業者の範囲

業種※		下記のどちらかの要件を満たす必要があります	
		従業員数	資本金
工業等		300 人以下	3 億円以下
卸売業		100 人以下	1 億円以下
小売業		50 人以下	5,000 万円以下
サービス業		100 人以下	5,000 万円以下
政令特例業種	ゴム製品製造業 （自動車または航空機用 タイヤおよびチューブ製 造業並びに工業用ベルト 製造業を除く）	900 人以下	3 億円以下
	ソフトウェア業	300 人以下	3 億円以下
	情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
	旅館業	200 人以下	5,000 万円以下

※ 医療法人は従業員 300 人以下の場合が対象です。

融資対象となる小規模企業者の範囲

「無担保無保証人融資」及び「小規模企業振興資金」の対象要件です

業種	従業員数
工業等・宿泊業・娯楽業	20 人以下
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）	5 人以下
事業協同小組合	—
協業組合・企業組合	20 人以下
医業を主たる事業とする法人	20 人以下

- ▶ 中小企業者、または小規模企業者の条件を満たしている場合でも、信用保証対象業種以外の方は制度融資をご利用いただけません。
- ▶ 一部融資を除き、融資対象として中小規模の「NPO 法人（特定非営利活動法人）」も利用できます。
利用できない融資：小規模企業振興資金、中小企業開業資金

取扱金融機関

融資実行は金融機関が行います。ご利用・ご相談については下記取扱金融機関へお問い合わせください。

※ご利用にあたっては金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

第四北越銀行、大光銀行、秋田銀行、きらやか銀行、東邦銀行、北陸銀行、新潟信用金庫、三条信用金庫
新発田信用金庫、加茂信用金庫、新潟県信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、巻信用組合
協栄信用組合、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、JA バンク新潟県信連、商工組合中央金庫

新潟市制度融資一覧表(令和7年 8 月 1 日現在) ※利率は今後変更になる可能性があります。最新の利率については、市 HP をご確認ください。

※3 下記の融資額を超える場合、保証料補助はありません

制度名		融資対象	資金使途	限度額	利率(すべて固定金利)	期間	担保 保証人等	保証料補助割合※3	利子補給
一般的 な資金	(1)地方産業育成資金		運転・設備	1,000 万円以内	信保付 年 1.85% (責任共有制度対象外)	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内 (据置 6 か月以内)	※ 1 各金融機関 の定めるところによる	300 万円以内 50%	—
					信保付 年 2.05% (責任共有制度対象)				
					その他 年 2.35%				
(2)一般融資	通常枠	融資対象者は上記①～④と同じ	運転・設備	3,000 万円以内	【5 年以内】 信保付 年 1.75% その他 年 2.25%	【1,000 万円以内】 7 年以内 【1,000 万円超】 10 年以内 (据置 6 か月以内)		300 万円以内 50%	—
	障がい者雇用 推進枠	通常枠の条件に加え、次の要件のいずれかを満たす者。 ・従業員 40.0 人未満の中小企業者：障がい者を 1 人以上雇用していること。 ・従業員 40.0 人以上の中小企業者：障がい者法定雇用率 2.5%以上を満たしていること。 ※障がい者雇用推進枠でいう「従業員」は、法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者を言う			【5 年超】 信保付 年 1.95% その他 年 2.45%			300 万円以内 100% 300 万円超～ 3,000 万円 50%	※2 1,000 万円以内 ⇒利子全額 1,000 万円 超 ⇒利子年 1.0%分
(3)夏期・年末資金		融資対象者は上記①～④と同じ。(貸付実行期間…R 7 年度、夏期 5/30～9/1・年末 10/31～1/5)	運転	700 万円以内	信保付 年 1.65% その他 年 2.15%	6 か月以内		—	—
(4)無担保無保証人融資		融資対象者（上記①～④）でかつ、次の要件を満たす者。 ア. 従業員数 20 人(商業及びサービス業は 5 人)以下の法人又は個人等。※小規模企業者に限る（表紙面参照） イ. 既に納期の到来した市民税の所得割（法人の場合は法人税割）を過去 1 年間ににおいて完納している者。 ウ. 信用保証協会の特別小口保証以外の保証制度を利用していない者。	運転・設備	1,000 万円以内	【5 年以内】 年 1.70% 【5 年超】 年 1.90%	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内 (据置 6 か月以内)	信用保証付 (特別小口 保証)	300 万円以内 100% 300 万円超～ 1,000 万円 75%	—
(5)小規模企業 振興資金	通常枠	融資対象者（上記①～④）でかつ、従業員数 20 人（商業及びサービス業は 5 人）以下の法人又は個人等。 ※小規模企業者に限る（表紙面参照）	運転・設備	原則 2,000 万円以内	【5 年以内】 年 1.70% 【5 年超】 年 1.90%	10 年以内 (据置 1 年以内)	信用保証付 (小口零細 企業保証)	300 万円以内 100% 300 万円超～ 1,000 万円 50% 300 万円以内 100%	—
	障がい者雇用 推進枠	通常枠の条件に加え、次の要件を満たす者 ・障がい者を 1 人以上雇用していること。						300 万円超～ 2,000 万円 50%	※2 に同じ。
(6)経営支援特別融資		融資対象者（上記①～④）でかつ、次の要件のいずれかを満たす者。 ア. 最近 3 か月間における生産額又は売上高が、過去 10 年間のいずれかの年の同期と比較して 10%以上減少しているか、又は前年同期と比較して 3%以上減少している者。 イ. 最近 3 か月間における売上総利益、営業利益、経常利益のいずれかが、過去 3 年間のいずれかの年の同期と比較して 3%以上減少している者。	運転	3,000 万円以内	【5 年以内】 信保付 年 1.65% その他 年 2.15%	10 年以内 (据置 2 年以内)	※ 1 に同じ	300 万円以内 100% 300 万円超～ 1,000 万円 50%	—
		ウ. 物価高騰又は令和 6 年能登半島地震の影響により、資金繰りが悪化している又は今後悪化するおそれがある者	運転・設備	(別枠) 6,000 万円以内	【5 年超】 信保付 年 1.85% その他 年 2.35%	10 年以内 (原則据置 3 年以内)			
(7)中小企業資金繰り 円滑化借換融資		新潟市の制度融資（信用保証協会の保証付）の借入残高があり、企業経営の改善が見込まれる者。ただし、融資実行後 6 か月を経過していない融資及び据置期間中の融資は対象外。(借換方法は以下の 3 通り) ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）による借換え：中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 第 1 号～第 8 号のいずれかの認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有していること。 ②危機関連保証（セーフティネット保証）による借換え：中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の認定書（セーフティネット保証に係る認定書）を有していること。 ③一般保証等による借換え：上記①及び②の利用要件に該当しない場合。	既往制度融資の借入金 返済（事業計画に応じ て新規運転資金の借入 れ可）	3,000 万円以内	年 1.80%	10 年以内 (据置 3 年以内)	保証協会の 定めるところによる	300 万円以内 100% 300 万円超～ 1,000 万円 50%	—
創業 向け資金	(8)中小企業 開業資金	一般開業	運転・設備	1,000 万円以内	【5 年以内】 年 1.95% 【5 年超】 年 2.15%	10 年以内 (据置 2 年以内)	※ 1 に同じ	300 万円以内 100% 300 万円超～ 1,000 万円 50%	—
		創業関連保証	貸付実行後市内で 1 か月以内に事業を開始するか、2 か月以内に会社を設立する個人。または、市内で開業後 1 年未満の者。	①3,000 万円以内				300 万円以内 100% 300 万円超～ 1,000 万円 50%	—
		特定創業 支援枠	本市特定創業支援等事業※を受け、市から証明書を発行された者で、次のいずれかに該当する者。 ア. 市内で貸付実行後 6 か月以内に創業もしくは 6 か月以内に会社設立による創業をする者 イ. 市内で開業後 6 か月未満の者 ※「創業支援等事業計画」に掲げる事業のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識がすべて身につく事業のこと。 <u>申請により証明書を新潟市産業政策・イノベーション推進課から発行された者で証明書の添付が必要。</u>	②2,000 万円以内 (①と②は 3,000 万円まで併用可)	【5 年以内】 年 1.90% 【5 年超】 年 2.10%		信用保証付 (創業関連保証)	300 万円以内 100% 300 万円超～ 2,000 万円 50%	融資実行後 3 年間⇒利子全額
大型設備 向け資金	(9)工場等新增設資金		設備 (土地・建物等)	必要とする額の 75%以内で 1 千万円以上 2 億円以内	信保付 年 1.80% その他 年 2.30% ※従業員 5 人以下の会社 又は個人については、 それぞれ 0.05%引き下げ た利率	【5,000 万円以内】 7 年以内 【5,000 万円超】 12 年以内 (据置 2 年以内)	※ 1 に同じ	—	—
	(10)設備近代化資金		設備 (機械設備)	原則 100 万円以上 8,000 万円以内				300 万円以内 50%	—
	(11)中小企業振興資金		運転・設備 転貸	(組合員数)：(限度額) 20 人以上：1 億 5 千万円以内 10～20 人未満：1 億円以内 10 人未満：8 千万円以内	【1 年以内】 年 1.625% 【1～3 年以内】 年 1.925% 【3 年超】 年 2.125%	金融機関の定めるところによる		300 万円以内 50%	—

お申込みに必要な書類

- ① 借入申込書（制度により申込書が異なります）
- ② 市税の納税証明書（新潟市制度用）※申込月に発行されたもの、原本
- ③ 見積書の写し（設備資金の場合）
- ④ 委任状（金融機関等が代理で手続きをする場合）
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ⑥ その他、制度ごとに個別に必要な書類



※ 添付書類について

同日に複数の申請をする場合、重複する添付書類は兼用可能です。

※ ② 市税の納税証明書（新潟市制度用）について

- ・ 例として、5月に申し込みを行う場合、4月以前に発行した納税証明書では受付できません。
- ・ 税納付後、おおむね30日以内に納税証明書を取得する際は、納税証明書発行窓口で領収証書（口座振替の場合は、引落しが記帳された通帳）を持参してください。

※ NPO法人のお申込み

通常の会社等の場合に加え、別途追加資料が必要です。詳しくは商業振興課へお問い合わせください。

受付窓口

制度名	各区役所 担当課※	各商工 会議所 ・ 商工会
(1) 地方産業育成資金	○	○
(2) 一般融資	○	○
(3) 夏季・年末資金	金融機関へ直接申込み	
(4) 無担保無保証人融資	○	○
(5) 小規模企業振興資金	○	○
(6) 経営支援特別融資	○	×
(7) 中小企業資金繰り 円滑化借換融資	○	×
(8) 中小企業開業資金	○	×
(9) 工場等新增設資金	○	×
(10) 設備近代化資金	○	×
(11) 中小企業振興資金	○	×

※各区役所担当課

北区役所 産業振興課
東区役所 地域課（産業文化振興室）
中央区役所 地域課（産業文化振興室）
江南区役所 産業振興課
秋葉区役所 産業振興課
南区役所 産業振興課
西区役所 農政商工課
西蒲区役所 産業観光課



ご利用にあたっての注意事項

- ・ 融資実行においては金融機関の審査がありますので、まずは金融機関へご相談ください。
- ・ 運転資金と設備資金を合わせて申込みする場合は、運転資金の期間内での取り扱いとなります。
- ・ 設備資金については、新潟市内に設置する設備に限ります。
- ・ 無担保無保証人融資は、原則として他の制度融資との併用はできません。
- ・ 夏期・年末資金は、全額償還後でなければ次の融資は受けられません。
- ・ 追加融資は、その制度の貸付限度額と元金残高との差額の範囲内の利用になります。
- ・ 保証料補助及び利子補給の対象を目的とした融資の分割はできません。
- ・ 創業・経営相談は **新潟IPC財団 ビジネス支援センター TEL 025-226-0550** で承ります。
（新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 N E X T 21 12 階）お電話でご予約をお願いします。

制度に関する
お問い合わせ

新潟市 経済部 商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地
古町ルフル 5 階

TEL: 025-226-1629 MAIL: shogyo@city.niigata.lg.jp

新潟市制度融資の
ご案内

